

アクトワンリーガルレポート vol.3(13C1・2013/05/01)

〒104-0031 中央区京橋 2-6-16 エターナルビル 5F(TEL:3566-0901/FAX:3566-0902)

弁護士法人アクトワン法律事務所 無断複製・転写を禁じます。

テーマ : 監査・監督委員会設置会社について

会社法上のコーポレートガバナンス

- (1) 会社法上の監査・監督制度としては、大会社における会計監査人制度と、監査役会・取締役会の設置が一般的であり、現状監査役については過半数が社外監査役とすることが必要とされる一方、社外取締役については必須要件とされるには至っていない。
- (2) 他方、委員会設置会社を選択した場合には監査役^①の設置は不必要となるが、監査委員会・指名委員会・報酬委員会を設置し、各委員会の委員の過半数に社外取締役を選任することが必要とされており、委員会設置会社の利用は現行一般化していない。

監査・監督委員会設置会社の概要

- ① 今般予定の会社法改正によって、新たに「監査・監督委員会設置会社」という類型が設立され、この場合は監査役^①の選任は不要となるが、監査・監督委員会の委員の過半数は社外取締役を選任する必要がある。なお、監査・監督委員会を構成する取締役は株主総会において通常取締役と区別して選任されることが予定されている。
- ② 会社法改正案は昨年の通常国会に提出される予定であったが延期され、今年度中の法案提出が予想されるものの時期は未定となっている。

監査・監督委員会設置会社の問題点

- (a) 今般予定の会社法改正においても、社外取締役の義務化は見送られたため、監査役会設置会社においても、監査・監督委員会設置会社においても、会社にとって必要とされる社外役員の数は同数(2名)である。
- (b) 現状の社外監査役^①の供給源の相当を占める弁護士、公認会計士としては、①取締役としての責任追及のおそれ、②取締役に就任した場合に他の顧問会社との利益相反のおそれ、から社外取締役への就任には極めて消極的である。
- (c) 今般の改正の狙いは、一般的に国際標準である委員会設置会社の利用の促進と言われているが、監査・監督委員会設置会社を選択しても、人事権が取締役会に帰属する限り、委員会設置会社と同等ないしこれに準じるコーポレートガバナンスへを実現したと、投資家に評価される可能性は極めて低い。

総括

今般の改正が実施されたとしても、以上のとおり監査・監督委員会設置会社の利用が拡大するとは到底思われない。したがって、社外取締役の義務化が見送られた今般予定の会社法改正によるコーポレートガバナンスへの影響は極めて小さいものと思料される。

上記問題についての詳細のお問い合わせは当事務所までお願いいたします。

なお、アクトワンリーガルレポート vol.4 は、「日本版クラスアクションの導入について」(13S1)の予定(2013/06 発行予定)としております。 以上